

## 医師法第21条に欠かせない広尾病院事件東京高裁判決

中央区・清瀧支部 小田原良治  
(小田原病院)

昨年（2019年）2月8日、医師法第21条についての厚労省医政局医事課長通知が出されて1年が経過する。この通知は青天の霹靂であった。4月24日に出された二つの厚労省事務連絡により従来の厚労省解釈に変更がないことが明らかになり、実質的な解決に持って行くことができた。加えて、6月6日の死因究明等推進基本法の成立により、死因究明制度における医師法第21条、医療事故調査制度の立ち位置が明瞭になったというべきであろう。

しかし、これまでの経緯を考えると、医療現場が立場を明確にし、その局面局面で適切に対応していかなければ、いつ何時何が起こるかわからない。2月8日通知から1年が経つのを期に、医師法第21条を再確認しておきたい。

医師法第21条の判決としては、東京都立広尾病院事件最高裁判決があるが、この問題は最高裁判決のみでは解釈しきれない部分がある。これを補完すべく、原審である東京高裁判決の趣旨につき記載したい。

### 東京高裁判決と最高裁判決の位置付け

事件概要については、既に本誌に記載しているので、そちらを参照いただきたい。東京高裁判決の重要性は、最高裁判決の判決要旨にある。最高裁は、判決要旨として、

1 「医師法第21条にいう死体の『検案』とは、医師が死因等を判定するために死体の外表を検査することをいい、当該死体が自己の診療していた患者のものであるか否かを問わない。」

2 「死体を検案して異状を認めた医師は、自己がその死因等につき診療行為における業務上過失致死等の罪責を問われるおそれがある場合にも、医師法第21条の届出義務を

負うすることは、憲法第38条1項に違反しない。」との判断を示した。

問題は、この要旨2部分である。この規定を根拠に、医師には憲法で保障された自己負罪拒否特権がないかのような発言をしている人々がいるのである。

この最高裁判決要旨は、高裁判決を見なければ理解し難い部分がある。都立広尾病院事件東京高裁判決後、弁護側は、診療中の患者の死亡の場合に医師に届出義務を課すことは、憲法第38条1項の自己負罪拒否特権に違反するとして医師法第21条の違憲を申し立て、

死体の「検案」とは診療中の患者以外に関する「死体検案書」を交付する前提として行うものであり、「診断」とは区別されるものであるから、東京高裁の法解釈には誤りがあるとした。憲法判断と法解釈の誤りを理由に上告したものである。

最高裁は、東京高裁が示した医師法第21条の法解釈には誤りがないとの判断を示し、その上で、医師法第21条の規定は憲法違反ではないと結論づけた。論点は 医師法第21条の法解釈はどのようなものか、医師法第21条の規定が憲法違反か否かの2つである。

### 東京高裁判決の趣旨

東京高裁は判決で、「医師が死体を検案して異状があると認めたと認定できるかが問題である」と問題点を明確にした上で、その事実認定に先立ち、争点であった医師法第21条に定める「検案」の意義についての見解を示している。東京高裁は、「医師法第21条にいう死体の『検案』とは、医師が、死亡した者が診療中の患者であったか否かを問わず、死因を判定するためにその死体の外表を検査す

ることをいい、医師が、死亡した者が診療中の患者であったことから、死亡診断書を交付すべき場合であると判断した場合であっても、死体を検査して異状があると認めたときは、医師法第21条に定める届出義務が生じるものと解すべきである」と述べている。

従来、医師法第19条2項、第20条に関する解釈の影響を受けて、医師法第21条にいう『検査』とは、死体検査書を交付すべき場合に限られるとする趣旨の見解が見られたことを認めた上で、東京地裁判決も、同様な見解に立つとした。この見解によれば、当該事例が、死亡診断書を交付すべき場合か、あるいは、死体検査書を交付すべき場合かをまず決すべきことになるが、実際問題として、死亡の時点で必ずしも客観的に明らかでないこともあります。また、医師がその判断に迷うこともあるとし、死亡診断書を交付すべき場合であっても、死亡診断のために死体の検査をすることとはあり得ると述べている。

しかし、そもそも、検査それ自体の、医学上の定義は、「医師が死因を判定するために死体の外表検査を行うことをいう」とされてきたものであり、そこには、診療中の患者であったか否かによる限定はない。すなわち、「医師法第21条にいう死体の『検査』とは、医師が、死亡した者が診療中の患者であったか否かを問わず、死因を判定するためにその死体の外表を検査することをいう」ものと解すべきであるとした。

「検査」とは、このような意味であると解するならば、都立広尾病院事件の死亡診断時点の死体の検査すなわち外表検査は、死体の着衣に覆われていない外表を見たことにとどまり、それをじっくり見て確認まではしなかったものである。この時点では、外表異状に明確に気付いていなかったとした。東京地裁判決の異状の認識時点には事実誤認があるとして、1審判決を破棄したものである。

また、『検査』をこのように定義すれば、

医師法第21条の届出は、異状死体等があつたことのみの届出であり、それ以上の報告を求めるものではないから、診療中の患者が死亡した場合であっても、何ら自己に不利益な供述を強要するものでなく、その届出義務を課することが憲法第38条1項（自己負罪拒否特権）に違反することにはならないと結論づけている。

### 最高裁判決の再確認

前述したように、都立広尾病院事件裁判は、医師法第21条の法解釈と医師法第21条の条文の憲法判断を求めて上告された。

あらためて、東京高裁判決の趣旨を念頭に最高裁判決を読めば、論点となった医師法第21条の法解釈と、医師法第21条の合憲性との関係がよく見えて来る。判決要旨1の「医師法第21条にいう死体の『検査』とは、医師が死因等を判定するために死体の外表を検査することをいい、当該死体が自己の診療していた患者のものであるか否かを問わない。」との『検査』についての法解釈に誤りはなく、これを前提とすれば、判決要旨2の医師法第21条の届出義務は、異状死体等があつたことのみの届出であり、それ以上を求めてはいないので、憲法第38条1項（自己負罪拒否特権）に違反しないとしたものである。外表異状を前提に医師法第21条が合憲であるとの判断が明瞭である。最高裁は合憲限定解釈という手法を用いて、医師法第21条を解釈することにより、医師法第21条の違憲を回避したのである。

要するに、医師法第21条にいう死体の『検査』とは、医師が死因等を判定するために死体の外表を検査することであると限定的に解釈することによって初めて憲法違反とならないのであって、『検査』の法解釈を拡大して適用すれば自己負罪拒否特権に抵触するということである。

医師法第21条の届出義務は、医師が死因等を判定するために死体の外表を検査して「異状」と認識した時点で初めて発生するものである。